広報しろさと広告掲載取扱要領

平成 19 年城里町告示第 75 号 平成 19 年 8 月 22 日

(趣旨)

第1条 この要領は、城里町広報媒体広告掲載要綱(以下「要綱」という。)により取り扱う広告のうち、城里町(以下「町」という。)が発行する「広報しろさと」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (広告の規格等)

- 第2条 広告を掲載する位置、枠数、規格及び色は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 位置 表紙及び裏表紙を除く、町が指定するページの下段
 - (2) 枠数 半枠で4枠
 - (3) 規格 半枠:縦 4.5 cm×横 8.5 cm 全枠:縦 4.5 cm×横 17.3 cm
 - (4) 色 町が指定する2色

(広告掲載料)

- 第3条 広告の掲載料は、次のとおりとする。
 - (1) 1回あたり半枠 10,000円
 - (2) 1回あたり全枠 20.000円

(広告の内容等)

- 第4条 広報紙に掲載できる広告の内容は、行政広報としての公共性及び、品位、信頼性 を損なうおそれのないものとし、要綱第3条各号に定めるもののほか、次の各号のいず れかに該当するものは、広告の対象とすることができない。
 - (1) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
 - (2) あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (3) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- 2 次の各号に掲げる業種に係る広告は掲載することができない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条に規定する営業のいずれかに該当するもの又は風俗営業に類似した業種に関する ものの広告
 - (2) 消費者金融に関するもの
 - (3) 賭博・ギャンブルに関するもの
 - (4) 法令に定めのない医療に類似する行為を行うもの
 - (5) 取扱い商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
 - (6) その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、町の指名停止措置を受けている者等の広告は掲載を拒否することができる。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するにいたった場合も同様とする。
- 4 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報に当たるもの

については、当該広告の対象としないことができる。

(広告の禁止表現)

- 第5条 広告における表現が次のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
 - (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
 - (2) 町の情報と錯誤するおそれがあるもの
 - (3) 閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるもの
 - (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の掲載回数)

- 第6条 広告の掲載は、広報紙発行1回を単位とし、複数回にわたる掲載も可能とする。 (掲載の申込み)
- 第7条 広告を掲載しようとする者は、広報しろさと広告掲載申込書(様式第1号)に当該広告の原稿を添えて、掲載希望号の発行日1ヶ月前までに申し込むものとする。
- 2 広告作成に関する費用は、全て広告主が負担する。

(掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに審査し、広告の掲載 の可否を決定し、広報しろさと広告掲載決定(非決定)通知書(様式第2号)により当 該申込みをした者に通知するものとする。

(掲載の取消し)

- 第9条 町長は、広告主又は広告の内容が次のいずれかに該当すると認めたときは、広告 の掲載を取り消すことができる。
 - (1) この要領の規定に違反したとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が広告を掲載することが適切でないと判断したとき。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に広報しろさと広告掲載取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主が町に納入すべき額の減額は行わないものとする。
- 4 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

(掲載料の納付)

第10条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた広告主は、別に指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、広告の掲載が複数月にわたる場合は、協議の上、分割納付することができるものとする。

(掲載の取下げ)

- 第11条 広告主は、自己の都合により、広告を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広報しろさと広告掲載取下げ申請書(様式第4号)より町に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、広告主が町に納入すべき額の減額は行わないものとする。

(掲載料の環付)

第12条 帰納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、

その全部または一部を還付することができる。

- (1) 広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町の判断に従うものと する。
- 2 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。